

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月17日
【発行者名】	日本リテールファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 難波 修一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 リテール本部長 今西 文則
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03-5293-7081
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成26年9月4日(木)開催の本投資法人の役員会において、本投資法人の発行する特定有価証券と同一の種類の特
定有価証券(以下「本投資口」といいます。)の募集を、米国及び欧州を中心とする海外市場(ただし、米国におい
ては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家への販売のみとします。)において行うこと(以下「海
外募集」といいます。)が決議され、これに従って海外募集が行われることから、金融商品取引法第24条の5第4項並
びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成26年9月4日
(木)付で臨時報告書を提出しておりますが、平成26年9月17日(水)開催の本投資法人の役員会において、海外募
集の発行数及び募集条件等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の
5第5項において準用する同法第7条第1項に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

(2) 発行数

< 訂正前 >

61,000口

(注) 上記発行数は、今後変更される可能性があります。なお、本募集の総発行数は119,500口であり、国内一般募集における発行数は
58,500口を目処とし、海外募集における発行数は61,000口(後記「(5) 引受人の名称」に記載の引受人(以下「海外引受会社」
といます。)による買取引受けの対象口数58,500口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の対
象口数2,500口)を目処として募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、後記「(3) 発行価格(注
2)」で定義する発行価格等決定日に決定されます。

< 訂正後 >

61,000口

(注) 本募集の総発行数は119,500口であり、国内一般募集における発行数は58,500口であり、海外募集における発行数は61,000口(後
記「(5) 引受人の名称」に記載の引受人(以下「海外引受会社」といいます。)による買取引受けの対象口数58,500口及び海外
引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の対象口数2,500口)です。

(3) 発行価格

< 訂正前 >

未定

(注1) 発行価格等決定日(後記「(注2)」で定義します。)の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値(当日に終値
のない場合には、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切り捨て)を仮条件とします。
(注2) 上記「(注1)」記載の仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成26年9月17日(水)から平成26年9月19日(金)までの間のい
ずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に、海外募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(本
投資法人が本投資口1口当たりの払込金として海外引受会社から受け取る金額)を決定します。

< 訂正後 >

1口当たり205,702円

(注) 発行価額(本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として海外引受会社から受け取る金額)は199,300円です。
(注1)の全文及び(注2)の番号削除

(4) 発行価額の総額

< 訂正前 >

12,591,000,000円(上限)

(注) 前記「(2) 発行数」に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利のすべてが行使された場合の上限
金額です。海外募集における発行価額の総額は、平成26年8月20日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通
取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、本投資法人が既に発行した本投資口及び本募集における本投資口の発行価
額の総額の合計額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

< 訂正後 >

12,157,300,000円(上限)

(注) 前記「(2) 発行数」に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利のすべてが行使された場合の上限
金額です。

(7) 発行年月日(払込期日)

< 訂正前 >

平成26年9月25日(木)から平成26年9月29日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業
日後の日とします。

< 訂正後 >

平成26年9月25日(木)